

所得控除

区 分	控 除 額
雑損控除	次のいずれか多い金額 (1) (損失金額－保険金等による補填額)－(総所得金額等×1/10) (2) (災害関連支出金額－保険金等による補填額)－5万円
医療費控除 (注1)	(支払った医療費－保険金等による補填額) －{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} (200万円を限度とする。)
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済 等掛金控除	支払った額
生命保険料控除	(1) 平成23年以前加入(旧契約)の生命保険料 又は個人年金保険料 最高35,000円 (2) 平成24年以後加入(新契約)の生命保険料、 個人年金保険料又は介護医療保険料 最高28,000円 (3) 合計 最高70,000円
地震保険料控除 (注2)	最高25,000円
障害者控除	本人、同一生計配偶者及び扶養親族一人につき、26万円 ただし、特別障害者の場合は30万円 同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合は53万円
寡婦控除(注3)	26万円
ひとり親控除 (注3)	30万円
勤労学生控除 (注3)	26万円
配偶者控除 (注3)	(1) 70歳以上の控除対象配偶者 最高38万円 (2) 上記以外の控除対象配偶者 最高33万円
配偶者特別控除 (注3)	控除対象配偶者以外の一定の配偶者につき、最高33万円
扶養控除(注3)	(1) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) 45万円 (2) 70歳以上の同居の親等 45万円 (3) 70歳以上の扶養親族 38万円 (4) 上記以外の扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) 33万円
基礎控除(注3)	最高43万円

注1 医療費控除の特例(平成30年度分から適用)

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)を購入した場合、その年中に支払った合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度)が、その年分の総所得金額等から控除されます。(この特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができません。)

※1 「一定の取組」とは、特定健康診査(メタボリックシンドロームに着目した血圧測定・血液検査等の検診)、予防接種、定期健康診断(一般的な事業主実施の健康診断)、健康診査(いわゆる人間ドック等)及びがん検診をいいます。

※2 「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除きます。)をいいます。

注2 経過措置

平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除を適用できます(限度額10,000円)。ただし、地震保険料控除とともに適用する場合は、地震保険料控除とあわせて限度額が25,000円となります。

注3 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除は、一定の所得要件があります。